

三河港における台風襲来時の対策基準について

【制定】 平成24年5月16日

【改正】 令和6年7月17日

【改正】 令和8年1月29日

三河港における台風襲来時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、以下のとおりとし、その措置すべき対策の基準内容を別表1に示す。

- (1) 第一警戒体制(準備体制)
- (2) 第二警戒体制(避難体制)

2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、次のとおりとする。

- (1) 第一警戒体制(準備体制)

台風の進路等推定した場合、強風域が三河港にかかるときに、その9時間前に発令する。

- (2) 第二警戒体制(避難体制)

台風の進路等推定した場合、暴風域が三河港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる6時間前に発令する。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

- (1) 発令が第一警戒体制のみの場合

三河港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、三河港が強風域から脱したときとする。

- (2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が15m/s(10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

- (1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、第四管区海上保安本部の海の安全情報(インターネット)、国際VHFによる放送周知(なごやほあん)、事務局(三河海上保安署)から三河港台風・地震津波対策委員会各委員へ電子メール等により伝達する。

- (2) 三河港在泊船舶に対する情報提供システムを、別図1のとおり示す。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対策内容等は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

- (1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。
- (2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHFの聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。
- (3) 運航要員不足や修理中の船舶にあつては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやいあるいはタグボートによる補助等による確実な係留措置を行うこと。

6 その他

台風襲来時において三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

別表1

台風襲来時における勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対策内容等
<p>第一警戒体制 (準備体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船(汽艇等を除く)は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう[※]準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送受信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
<p>第二警戒体制 (避難体制)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。 3 汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行うこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送受信状態とすること。 ・走錨防止のため、レーダー等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

※「汽艇等」とは港則法において、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

三河港における地震・津波への対策基準について

【制定】 平成24年5月16日

【改正】 令和3年8月1日

【改正】 令和8年1月29日

三河港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、以下のとおりとし、その措置すべき対策の内容を別表1及び別表1-2または別表2に示す。

- (1) 第一警戒体制（準備体制） ※別表1、別表1-2
- (2) 第二警戒体制（避難体制） ※別表1、別表1-2
- (3) 航行自粛 ※別表1、別表1-2
- (4) 南海トラフ地震警戒強化 ※別表2

2 警戒体制の発令基準

警戒体制の発令基準は、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制（準備体制）

伊勢・三河湾に津波注意報が発表された場合に発令する。

(2) 第二警戒体制（避難体制）

伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報が発表された場合に発令する。

(3) 航行自粛

第一警戒体制及び第二警戒体制の解除後、地震・津波の被害により船舶交通の危険が発生し、または発生のおそれがある場合に発令する。

(4) 南海トラフ地震警戒強化

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置が発表された場合に発令する。

なお、地震津波に関する情報を入手した関係団体・在泊船等は、勧告の発令を待たずして、速やかに別表1及び別表1-2または別表2による措置を講じること。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制（準備体制）

伊勢・三河湾に津波注意報の解除が発表された場合に解除とする。

(2) 第二警戒体制（避難体制）

伊勢・三河湾に津波警報または大津波警報の解除が発表された場合に解除とする。

(3) 航行自粛

被害状況調査等が終了し、地震・津波の被害による船舶交通への危険が無いことが確認できた場合に解除とする。

(4) 南海トラフ地震警戒強化

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置に移行された場合に解除とする。

4 各警戒体制の優先順位等

(1) 第一警戒体制または第二警戒体制、航行自粛の発令中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、発令中の警戒体制を優先する。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報」の発表中に津波注意報、津波警報または大津波警報が発表された場合は、津波注意報、津波警報または大津波警報に基づく警戒体制を発令する。

(3) 第一警戒体制または第二警戒体制、航行自粛が解除となった際に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）警戒措置」が発表されている場合は、南海トラフ地震警戒強化を発令する。

5 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。

なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

6 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1「三河港在泊船舶に対する情報提供系統」のとおりとする。

7 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。（別図2：伊勢湾港域 船舶津波対応マップ参照）

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波襲来までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船を優先）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、国際VHF、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

8 緊急措置

(1) 津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、三河港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

避難にあつては人命最優先とし、船舶職員等が陸上に避難する場合

は、当該場所における臨海地区各防災組織等が定める避難計画又は地域防災計画に従うこと。

また、船舶職員等が陸上に避難する場合であって国際信号旗を備える船舶は、「A・C」私は本船を放棄する（放棄中である）の意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

(2) 錨泊中の船舶であって津波の襲来を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

9 その他

(1) 地震・津波襲来に備え三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

(2) 汽艇等の避難行動については、人命優先の見地から、津波到達まで時間的余裕がない場合、陸上の高台等への避難を優先すること。

また、警報等発令時に海上にある汽艇等については、人命を最優先とし船長判断により、避難場所を海上等とするか陸上とするか決定すると。

(3) 港域外へ退避する船舶であって汽笛を備える船舶は、港域を出域するまでの間、適宜「長・短・長・短・短」津波が来る見込みの意を示す汽笛の吹鳴に務めること。

また、国際信号旗を備える船舶は、「N・D」津波が来る見込みの意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

※「汽艇等」とは港則法において、汽艇（総トン数20トン未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

別表1

津波注意報・津波警報・大津波警報発表時（伊勢・三河湾）における勧告の区分と対策内容等

*伊勢・三河湾において、気象庁から上欄記載の地震津波の情報が発表された場合には、同発表時刻をもって、その情報に応じた勧告を三河港に発令します。

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容等	
第一警戒体制	津波注意報	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送受信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。 	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波襲来までの時間的余裕がある場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送受信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波襲来までの時間的余裕がない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送受信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
航行自粛	注意報・警報解除後	船舶は港内において航行を自粛すること。	

別表 1-2

地震津波に対する船舶等の対応表

津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波襲来までの時間的余裕の有無	船舶等の対応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・原則港外退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容
	無	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・原則港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出防止

（注）係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別 表 2

南海トラフ地震臨時情報発表時における 勧告等の区分と対策内容等

勧告等の区分	地震津波に関する情報	対策内容等
(情報伝達) ※ 1	南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
(情報伝達) ※ 1	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達がなされる。
(注意喚起) ※ 2	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
(勧告) 南海トラフ 地震警戒強化 ※ 3	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 警戒措置 が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等の場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
(勧告) 南海トラフ地 震警戒強化 解除	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 警戒措置 から	(南海トラフ地震警戒強化解除に係る勧告を発令し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）注意措置に係る注意喚起が発出される)
(注意喚起) ※ 2	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) 注意措置 に移行された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。

- ※ 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中及び調査終了)が発表された場合、情報伝達を行う。
- ※ 2 注意喚起について、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。原則として1週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされる。
- ※ 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)については、地震発生から1週間は警戒措置、その後の1週間は、注意措置の期間となり、地震発生から2週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」とされます。